

## 利府町復興推進計画（案）

令和 5 年 1 2 月 2 7 日  
宮 城 県 利 府 町

### 1. 計画の区域

利府町全域

### 2. 計画の目標

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード 9. 0 の激震で本町は震度 6 弱の地震動に襲われ、死者 1 2 人、重傷者 4 人、避難者は最大 2, 0 1 8 人にのぼった。都市インフラも 9 5 7 棟の住宅が全壊又は半壊、3, 5 7 0 棟が一部損壊の被害を受け、道路等が 1 8 4 か所、公園が 1 9 か所、農業用施設が 3 0 か所、町営住宅が 2 3 か所の甚大な被害を受け、さらにその直後に発生し押し寄せた大津波により、水産施設が 1 2 件、漁船が 4 隻の被害を受けた。また、これらの社会基盤の被害とあわせ、就労場所等の損壊により雇用不安が発生し、特に津波の被害を受けた地域では住民の約 1 割が休職や廃業を余儀なくされた。

このような中で、活力ある産業構造の構築による復興を目指すため、本町の中核的産業を担う企業の設備投資を支援することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

### 3. 計画目標のために推進しようとする取り組みの内容

本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るために、本町の中核的な産業である機械器具小売業について、立地企業の設備投資を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本町に立地する宮城トヨタグループ株式会社（以下「対象事業者」という。）に対し、本町新太子堂地区（利府字新神明前）への新規店舗の出店及び車検工場を設置するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

#### ②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における機械器具小売業は、小売業の年間商品販売額において第 3 位、従業員数において第 4 位の地位を占める中核的な産業である。

さらに、本事業は、ディーラー店舗（車検工場含む）を新規出店行う計画であり、今般の設備投資により、3 人の新規雇用を見込んでいる。

このことから、本町における小売業の中核となる機械器具小売業の設備投資を支援することは、目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出」を達成するために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本町の機械器具小売業の主要企業となる対象事業者が新たにディーラー店舗を出店させることに伴い、本町における機械器具小売業の売上高の増加とともに、地元企業との取引拡大などの経済効果が期待されるほか、地域の雇用創出も見込まれる。

このため、当該計画の実施は、地域経済の活性化と本町の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、本町、宮城県、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員に含む利府町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。